

○熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例〔消防局警防課〕

昭和39年3月23日

条例第50号

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 定員（第2条）
- 第3章 任用（第3条—第5条の2）
- 第4章 給与（第6条—第6条の3）
- 第5章 服務（第7条—第10条）
- 第6章 表彰、分限等及び懲戒（第11条—第14条）
- 第7章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、本市の非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員並びに団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（平18条例45・一部改正）

（団員の種類）

第1条の2 団員の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本団員 機能別団員以外の団員をいう。
- (2) 機能別団員 特定の活動にのみ従事する団員をいう。

2 機能別団員の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災サポーター 熊本市内の大学等に在学している学生を対象として任命する、大規模災害の発生時における活動等に従事する団員をいう。
- (2) 災害対応団員 団員を退職した者のうち団員として15年以上の経験を有するものを対象として任命する、災害発生時における活動等に従事する団員をいう。

3 前項に規定するもののほか、機能別団員が従事する活動等については、消防長が別に定める。

(令5条例9・追加)

第2章 定員

(定員)

第2条 団員の定員は、4,800人とする。

2 団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 基本団員 4,300人

(2) 機能別団員 500人

(昭45条例30・昭45条例47・昭48条例48・平2条例67・平9条例5・平20条例67・平22条例28・平30条例13・令5条例9・一部改正)

第3章 任用

(団員の要件)

第3条 団員は、次の各号のいずれの要件も満たす者でなければならない。

- (1) 本市消防団の区域に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であること。
- (2) 年齢18歳以上の者であること。
- (3) 心身ともに健康であり、消防団の任務において適任であると認められる者であること。

(平14条例44・平14条例45・平17条例81・平21条例10・平25条例57・令5条例9・一部改正)

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなくなるまでの者
- (2) 第13条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上本市消防団の区域を離れて生活することを常例とする者(本市消防団の区域において勤務する者を除く。)

(平12条例7・平14条例45・平17条例81・平21条例10・平24条例17・令元条例18・一部改正)

(定年による退職)

第4条の2 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

2 団員の定年は、年齢70年とする。ただし、消防団長又は副団長である者の定年は、年齢75年とする。

(令5条例9・追加)

(退職の手續)

第5条 団員は、退職しようとするときは、市長又は消防団長(以下「任命権者」という。)の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定による退職及び次条第1項の任期が満了したことによる退職については、適用しない。

(令5条例9・一部改正)

(防災サポーターの任期)

第5条の2 防災サポーターの任期は、4年を超えない範囲内で消防団長が定める。

2 防災サポーターは、再任されることができる。ただし、その者の防災サポーターとしての通算した在職期間は、4年を超えることができない。

(平25条例57・追加、令5条例9・一部改正)

第4章 給与

(年額報酬)

第6条 団員には、別表に定める年額報酬を支給する。

2 前項の年額報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に係るものを、当該期間の最終月の翌月に支給する。ただし、免職され、退職し、又は死亡したときは、直ちに支給する。

(1) 第1期 4月1日から9月30日まで

(2) 第2期 10月1日から翌年3月31日まで

3 年度の中途において、就職し、又は免職され、退職し、若しくは死亡した場合においては、月割をもってその年分の年額報酬を支給する。

4 第2項ただし書及び前項の規定は、第12条第2項の規定により団員の身分を失った場合について準用する。

5 昇任又は降任により年額報酬の額に異動を生じた場合における年額報酬の支給額

は、当該昇任又は降任があった月以降の期間については新たに該当することとなる年額報酬の月割を、同月前の期間については従前の年額報酬の月割を基礎として算定する。

(昭46条例7・全改、昭60条例4・平14条例12・平14条例44・平25条例57・令4条例6・一部改正)

(出勤報酬)

第6条の2 団員が任務(災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。))の現場に出勤して行うものに限る。)、研修、講習、訓練、予防警戒その他これらに準ずる業務に従事したときは、出勤報酬として1回につき4,000円を支給する。

2 前項の場合において、1回の従事時間が4時間を超えるときは、以後4時間までごとに4,000円を同項に規定する額に加算して支給する。

3 第1項の出勤報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に係るものを、当該期間の最終月の翌月に支給する。

- (1) 第1期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4期 1月1日から3月31日まで

(昭46条例7・追加、昭48条例20・昭48条例48・昭54条例8・昭57条例6・昭58条例6・昭62条例6・平2条例8・平3条例9・平7条例8・平14条例12・平14条例46・平17条例81・平26条例21・平30条例13・令4条例6・一部改正)

(費用弁償)

第6条の3 団員がその公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用弁償として、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の旅費を支給する。

- (1) 消防団長 熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号。以下「旅費支給条例」という。)別表第1に規定する2号区分相当額
- (2) 消防団長以外の団員 旅費支給条例別表第1に規定する3号区分相当額

2 前項の費用弁償の支給方法については、旅費支給条例の規定を準用する。

(令4条例6・追加、令5条例9・一部改正)

第5章 服務

(出動)

第7条 団員は、招集により出動し任務に従事するものとする。ただし、災害の発生を知ったときは、招集を受けない場合においても直ちに出動するとともに、任務に従事しなければならない。

(平14条例44・平21条例10・令4条例6・一部改正)

(点検)

第8条 出動した団員が解散するときは、人員及び服装並びに機械器具の点検を行わなければならない。

(平21条例10・一部改正)

(事故の届出)

第9条 団員は、10日以上居住地を離れる場合又は病気その他の理由により10日以上その任務に従事することができない場合は、任命権者にこれを届け出なければならない。

(平21条例10・一部改正)

(遵守事項)

第10条 団員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 規律を厳守し、水火災の予防及び警戒に心掛け、非常の場合は全力を挙げて職務を遂行する心構えをもつこと。
- (2) 職務に関して金品の寄贈若しくは供応接待を受け、又はこれらを要求しないこと。
- (3) 職務に関し知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (4) 消防団又は団員の名義で寄附を集め、営利行為をし、又は義務の負担となるような行為をしないこと。
- (5) 貸与品及び給与品を大切に取り扱い、これを職務以外に使用し、又は他人に貸与しないこと。
- (6) 機械、器具その他消防団の設備資材を職務以外に使用しないこと。
- (7) 前各号に掲げることのほか、消防団又は団員の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。

(平14条例45・平21条例10・平24条例17・一部改正)

第6章 表彰、分限等及び懲戒

(平17条例81・改称)

(表彰)

第11条 市長及び消防長は、任務の遂行に当たり特に功労が認められる消防団又は団員を表彰することができる。

(平21条例10・一部改正)

(分限等)

第12条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 第4条第1号又は第3号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第3条第1号に該当しなくなったとき。

(平17条例81・全改、令元条例18・一部改正)

(懲戒)

第13条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として、戒告し、停職し、又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 前項の規定による停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(平17条例81・全改)

(市長の承認)

第14条 消防団長は、第12条第1項又は前条の規定により分限又は懲戒の処分を行うおうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(平14条例45・平17条例81・一部改正)

第7章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21条例10・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 熊本市消防団員条例（昭和23年告示第113号）は、廃止する。
- 3 旧北部町消防団員で、平成3年2月1日以後引き続き熊本市消防団員となった者の報酬及び費用弁償の額については、この条例の規定にかかわらず、平成2年度分までに限り、旧北部町報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第11号）の例による。

(平2条例67・追加、平14条例44・一部改正)

- 4 旧河内町消防団員で、平成3年2月1日以後引き続き熊本市消防団員となった者の報酬及び費用弁償の額については、この条例の規定にかかわらず、平成2年度分までに限り、旧河内町消防団員条例（昭和31年条例第21号）及び旧河内町報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第6号）の例による。

(平2条例67・追加、平14条例44・一部改正)

- 5 旧飽田町消防団員で、平成3年2月1日以後引き続き熊本市消防団員となった者の報酬及び費用弁償の額については、この条例の規定にかかわらず、平成2年度分までに限り、旧報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年条例第2号）の例による。

(平2条例67・追加、平14条例44・一部改正)

- 6 旧天明町消防団員で、平成3年2月1日以後引き続き熊本市消防団員となった者の報酬及び費用弁償の額については、この条例の規定にかかわらず、平成2年度分までに限り、旧天明町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年条例第3号）の例による。

(平2条例67・追加、平14条例44・一部改正)

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

- 7 旧富合町消防団員で下益城郡富合町の編入の日（以下「富合町編入日」という。）以後引き続き熊本市消防団員となったものに対し平成20年度の第2期に支給する

報酬の額は、第6条第3項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、それぞれ別表に定める報酬額に365分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除した額とする。

（平20条例67・追加）

- 8 旧富合町消防団員で富合町編入日以後引き続き熊本市消防団員となったものが富合町編入前にした行為に対する懲戒の適用については、なお旧富合町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成9年条例第30号）の例による。

（平20条例67・追加）

（下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）

- 9 旧城南町消防団員で下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日（以下「2町編入日」という。）以後引き続き熊本市消防団員となったものについては、この条例の規定にかかわらず、平成21年度分の報酬は支給しない。

（平22条例28・追加）

- 10 旧植木町消防団員で2町編入日以後引き続き熊本市消防団員となったものに支給する平成21年度分の報酬の額は、この条例の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額とする。

(1) その者に対し旧鹿本郡植木町における階級を基礎として平成21年度末まで旧植木町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和44年条例第3号。以下「旧植木町条例」という。）の適用があると仮定した場合に支給を受けるべき同年度分の報酬の総額

(2) その者が旧植木町条例に基づき支給を受けた、又は受けるべき平成21年度分の報酬の総額

（平22条例28・追加）

- 11 旧城南町消防団員又は旧植木町消防団員で2町編入日以後引き続き熊本市消防団員となったものが2町編入前にした行為に対する懲戒の適用については、それぞれ旧城南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成2年条例第13号）又は旧植木町条例の例による。

（平22条例28・追加）

附 則（昭和45年7月6日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年6月1日から適用する。

附 則（昭和45年10月26日条例第47号）

この条例は、昭和45年11月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月15日条例第7号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月28日条例第20号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日条例第48号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例第6条の2第4項及び別表第1の規定は、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年9月26日条例第49号）

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月19日条例第15号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月26日条例第25号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月29日条例第20号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日条例第6号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月19日条例第8号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日条例第7号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第5号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日条例第6号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月16日条例第6号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第4号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日条例第4号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月16日条例第6号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月24日条例第17号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月29日条例第8号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年12月27日条例第67号）

この条例は、平成3年2月1日から施行する。

附 則（平成3年3月25日条例第9号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第8号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第11号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月16日条例第8号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第5号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第7号）抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされた準禁治産者に係る平成12年4月1日以後の熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月28日条例第12号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月24日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月25日条例第46号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定並びに附則第3項から第6項までの規定は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市職員等の旅費支給に関する条例、地方自治法第207条の規定に基づく実費弁償条例（昭和27年条例第32号）、人事委員会が喚問する証人の実費弁償に関する条例（昭和30年条例第5号）、農業委員会等に関する法律第29条の規定に基づく実費弁償条例（昭和32年条例第45号）及び熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和39年条例第50号）の規定は、平成14年10月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月22日条例第81号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（団員の資格及び欠格条項に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本市の非常勤の消防団員（以下「団員」という。）に任命される者について適用する。
（分限処分等に関する経過措置）
- 3 この条例による改正後の第12条の規定は、団員に施行日以後に生じた事由について適用し、団員に施行日前に生じたこの条例による改正前の第12条各号に掲げる事由については、なお従前の例による。
（懲戒処分に関する経過措置）
- 4 この条例による改正後の第13条の規定は、団員の施行日以後に行った同条第1項各号に該当する行為について適用し、団員の施行日前に行ったこの条例による改正前の第13条第1項各号の規定に該当する行為については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月20日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月19日条例第67号）

この条例は、平成20年10月6日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月8日条例第28号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第17号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第57号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第21号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第6条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に非常勤の消防団員が同項に規定する業務に従事した場合について適用する。

附 則（平成30年3月26日条例第13号）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第6条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に非常勤の消防団員が同項に規定する業務に従事した場合について適用する。

附 則（令和元年10月2日条例第18号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第6号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

（昭49条例49・全改、昭51条例25・昭52条例20・昭53条例6・
昭54条例8・昭55条例7・昭56条例5・昭57条例6・昭60条例4・
昭61条例4・昭63条例17・平2条例8・平4条例8・平6条例11・

平9条例5・平24条例17・平25条例57・令4条例6・一部改正)

階級	報酬額 (年額)	階級	報酬額 (年額)
団長	82,500円	部長	37,000円
副団長	69,000円	班長	37,000円
分団長	50,500円	その他の団員	36,500円 (機能別団員にあつては、8,000円)
副分団長	45,500円		